

特別養護老人ホーム 芙蓉荘 利用料金表 (1割負担)

令和3年8月現在

ショート・多床室

(単位:円)

介護度	段階	施設サービス費	機能訓練体制加算	夜勤職員配置加算 I	サービス提供体制加算 II	1日あたり単位数計	1割負担/日	滞在費/日	食費/日	1日あたり
要介護1	第1段階	596	12	13	18	709	721	0	300	1,021
	第2段階							370	600	1,691
	第3段階								① 1,000	① 2,091
								第4段階	② 1,300	② 2,391
要介護2	第1段階	665	12	13	18	786	799	0	300	1,099
	第2段階							370	600	1,769
	第3段階								① 1,000	① 2,169
								第4段階	② 1,300	② 2,469
要介護3	第1段階	737	12	13	18	866	881	0	300	1,181
	第2段階							370	600	1,851
	第3段階								① 1,000	① 2,251
								第4段階	② 1,300	② 2,551
要介護4	第1段階	806	12	13	18	942	958	0	300	1,258
	第2段階							370	600	1,928
	第3段階								① 1,000	① 2,328
								第4段階	② 1,300	② 2,628
要介護5	第1段階	874	12	13	18	1,018	1,035	0	300	1,335
	第2段階							370	600	2,005
	第3段階								① 1,000	① 2,405
								第4段階	② 1,300	② 2,705
								855	1,445	3,335

●上記利用料に、介護職員処遇改善加算(総単位数の8.3%)、特定処遇改善加算(I)(総単位数の2.7%)及び地域加算(7級地10.17円)は計上しております。

●送迎加算:送迎をご利用の場合、片道につき184単位、別途、加算となります。

●新型コロナウイルス感染症に対応するためのかかり増し経費分としまして、厚生労働省の定めるところにより「基本報酬の合計単位数×0.1%」

を上乗せした額を請求させていただきます。(期間は令和3年4月から9月分までですが、感染状況等により変更になる可能性があります)

備考

第1段階 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 生活保護受給者

第2段階 市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下の方

第3段階 市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額の合計が80万円以上120万円以下の方(第3段階①)120万円超の方(第3段階②)

第4段階 上記以外の方

特別養護老人ホーム 芙蓉荘 利用料金表 (1割負担)

令和3年8月現在

ショート・個室

(単位:円)

介護度	段階	施設サービス費	機能訓練体制加算	夜勤職員配置加算 I	サービス提供体制加算 II	1日あたり単位数計	1割負担/日	滞在費/日	食費/日	1日あたり
要介護 1	第1段階	596	12	13	18	709	721	0	300	1,021
	第2段階							420	600	1,741
	第3段階							820	① 1,000	① 2,541
									② 1,300	② 2,841
第4段階	1,171	1,445	3,337							
要介護 2	第1段階	665	12	13	18	786	799	0	300	1,099
	第2段階							420	600	1,819
	第3段階							820	① 1,000	① 2,619
									② 1,300	② 2,919
第4段階	1,171	1,445	3,415							
要介護 3	第1段階	737	12	13	18	866	881	0	300	1,181
	第2段階							420	600	1,901
	第3段階							820	① 1,000	① 2,701
									② 1,300	② 3,001
第4段階	1,171	1,445	3,497							
要介護 4	第1段階	806	12	13	18	942	958	0	300	1,258
	第2段階							420	600	1,978
	第3段階							820	① 1,000	① 2,778
									② 1,300	② 3,078
第4段階	1,171	1,445	3,574							
要介護 5	第1段階	874	12	13	18	1,018	1,035	0	300	1,335
	第2段階							420	600	2,055
	第3段階							820	① 1,000	① 2,855
									② 1,300	② 3,155
第4段階	1,171	1,445	3,651							

●上記利用料に、介護職員処遇改善加算(総単位数の8.3%)、特定処遇改善加算(I)(総単位数の2.7%)及び地域加算(7級地10.17円)は計上しております。

●送迎加算:送迎をご利用の場合、片道につき184単位、別途、加算となります。

●新型コロナウイルス感染症に対応するためのかかり増し経費分として、厚生労働省の定めるところにより「基本報酬の合計単位数×0.1%」

を上乗せした額を請求させていただきます。(期間は令和3年4月から9月分までですが、感染状況等により変更になる可能性があります)

備考

第1段階 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 生活保護受給者

第2段階 市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下の方

第3段階 市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額の合計が80万円以上120万円以下の方(第3段階①)120万円超の方(第3段階②)

第4段階 上記以外の方